平成２２年（フ）第６９３号
岡山市北区田町１丁目１番３―904号
債務者　嶋村　京子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５２７号
東京都青梅市東青梅５丁目１番地の１ドエルエイト101
債務者　大場　祐介
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５５３号
東京都町田市大蔵町2750―１ピンクハウス203、住民票上の住所東京都町田市小野路町3282番地１
債務者　関野　瑞恵
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６０４号
静岡市葵区羽鳥大門町８番１号、旧住所静岡市葵区四番町１番地の８
債務者　前田　耕司
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２５号
石川県能美市寺井町ラ160番地１、従前の住所石川県能美市道林町寅47番地１
債務者　尾嶋　美和（旧姓倉橋）
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後３時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１６４５号
東京都国分寺市日吉町３丁目28番地29
債務者　大沼　　薫
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２３５号
沖縄県沖縄市美原１丁目20番15号　サンハイツ美原202号
債務者　知花　千夏
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第７２１号
静岡県島田市岸町36番地の５
債務者　掛本美恵子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７２７号
静岡市駿河区泉町８番３号　ダイアパレス704号、旧住所静岡市葵区田町１丁目53番地
債務者　藤澤　　仁
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６３３号
東京都清瀬市中里４丁目1129番地小俣ハイツ201号
債務者　真壁　哲也（旧姓佐保田）
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５５０号
静岡市駿河区中島1302番地　サンハイツ101号
債務者　荒木　幹夫
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５１号
静岡市駿河区中島1302番地　サンハイツ101号
債務者　荒木　利枝
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５２号
静岡市駿河区西脇479番地の１　桔梗マンション402号
債務者　荒木　健一
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３３号
静岡市清水区御門台15―10　アルトローマⅠ101、住民票上の住所静岡県富士市松本304番地の３
債務者　麓　　裕二
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８９号
栃木県足利市福富町1402番地１　吉田ハイツ202、前住所栃木県足利市大月町157番地３　ＡＮコーポ201
債務者　殿岡まさ子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部